

平成29年度地下水質測定結果について

1 概況調査

(1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く150メッシュ(群馬県98、前橋市14、高崎市17、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水質の調査をしました。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期	
群馬県	98	98	A項目(注1)	11月	
		48	B項目(注1)		
		24	C項目(注1)		
		19	D項目(注1)		
前橋市	14	28項目(注2)	11月		
高崎市	17				
伊勢崎市	9				
太田市	12	10			11月
		2			

(注1)県が実施する98井戸では、過去の結果等を勘案し、対象物質を4段階に区分して調査しています。

一つの井戸で複数の項目を調査することもあります。4段階の区分は次のとおり。

【A項目】硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、六価クロム

【B項目】カドミウム、鉛、砒素、ほう素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

【C項目】総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

【D項目】全シアン、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

(注2)28項目とは、A～D項目の物質のすべて。

(注3)15項目とは、次のとおり。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 調査結果

調査を実施した150本の井戸のうち、22本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1本の井戸で砒素が環境基準を超過しました。この他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

・平成29年度地下水質概況調査環境基準超過一覧(単位:mg/L)

井戸番号	所在地	硝酸性窒素 (注1)	井戸番号	所在地	硝酸性窒素 (注1)
1-29	前橋市富士見町	19	68-29	渋川市北橋町真壁	27
22-29	高崎市大八木町	51	78-29	藤岡市矢場	19
27-29	高崎市下佐野町	12	87-29	高崎市吉井町	21
33-3	みどり市笠懸町	23	93-29	安中市築瀬	18
38-29	伊勢崎市間野谷町	21	128-23	昭和村大字川額	17
40-29	伊勢崎市田部井町三丁目	13	130-29	邑楽町石打	19
44-29	玉村町川井	38	134-3	板倉町除川	12
47-29	太田市藪塚町	12	136-29	邑楽町篠塚	20
48-29	太田市新田市野倉町	13	144-29	明和町下江黒	11
49-29	太田市強戸町	11	145-22	板倉町大高嶋	17
51-29	太田市新田大根町	15	環境基準(環境省告示第10号)		10
66-29	渋川市北橋町小室	17			砒素
			67-29	渋川市中村	0.029
			環境基準(環境省告示第10号)		0.01

(注1)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※井戸番号の「-」の前の数字が、メッシュ番号を表します。

(参考)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去10年間の環境基準超過状況

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
調査実施数	151	151	151	151	151	151	150	151	151	151	150
基準超過数	29	27	23	33	30	16	14	17	27	24	22
超過率(%)	19.2	17.9	15.2	21.9	19.9	10.6	9.3	11.3	17.9	15.9	14.7

2 継続監視調査

(1)調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。

(2)調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	汚染地区			計	調査時期
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物等	重金属等		
群馬県	20	11	2	33	9月
前橋市	—	8	—	8	8月、2月
高崎市	—	4	—	4	4月、10月
伊勢崎市	—	3	3	6	8月、2月
太田市	—	—	—	—	—
計	20	26	5	54	

(3)調査結果

汚染物質の検出濃度は、概ね前年並みでした。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、随時、調査を終了します。

3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場については、有害物質の地下浸透防止のための構造等に関する基準において、立入り調査による指導を行っています。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水施設の整備を進めています。